

仁淀川町障害者活躍推進計画

【機関名】

仁淀川町

【任命権者】

仁淀川町長

【計画期間】

- ・令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
- ・計画期間内においても、毎年度、取組状況を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。

【計画の対象職場】

町長部局

【課題】

令和6年6月時点では、実雇用率が2.16%だったが、令和6年10月に新たに採用したため、実雇用率が2.68%となった。法定雇用率は2.8%で未達成だったが、法定雇用障害者数の5人は満たしていた。

採用・定着状況ともに概ね順調と考えており、今後も法定雇用率の達成を目指して、欠員が生じた場合には補充を行う。

そのためにも、職務環境の整備や柔軟な働き方ができるよう取り組んでいく。

【目標】

① 採用に関する目標

（各年度） 当該年6月1日時点の法定雇用率以上

（参 考） 令和6年6月1日時点の実雇用率 2.16%

令和6年6月1日時点の法定雇用率 2.8%

（評価方法） 毎年の任命状況通報のタイミングで、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理

②定着に関する目標

（各年度） 障害者を対象に採用した職員の定着率100%（常勤職員、会計年度任用職員とも）

（参 考） ・常勤職員（該当者なし）

・会計年度任用職員

	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1
採用1年後の定着率（※1）	100%	100%	100%	100%

平均勤続年数（※2）	7年8月
------------	------

※1 障害者を対象に採用した職員（令和2年度から令和5年度採用）

※2 障害者を対象に採用した職員（令和6年4月1日現在の在職者）

（評価方法） 毎年の任命状況通報のタイミングで、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理

【取組内容】

① 障害者の活躍を推進する体制整備

1. 組織

○障害者雇用推進者として町長部局は総務課長を選任する。

○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。

2. 人材面

○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

② 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

○定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。

③ 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

1. 職務環境

○新規に採用した障害者については定期的に面談により必要は配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。

○必要に応じ、障害者からの要望を踏まえ、職場環境の整備や就労支援機器の購入を検討する。

○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担とならない範囲で適切に実施する。

2. 募集・採用

○募集・採用にあっては、以下の取扱いを行わない。

・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。

・自力で通勤できることといった条件を設定する。

・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。

・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。

・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

3. 働き方

○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。

4. キャリア形成

○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修・向上研修等の参加機会の確保に努める。

5. その他の人事管理

○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、職場介助・通勤方法等の必要な配慮等の把握をすることとし、その結果を踏まえて検討を行い、状況把握・体調配慮を行う。

④ その他

○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく、障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大に推進する。